

## かんば生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸  
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
- 2 保険金の非常即時払等  
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成22年10月25日(月)から 平成22年11月24日(水)まで
2	基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
3	特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

保険証券(書)をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。